

# まなびいフェスタパネル展の様子



10月29日(日)にアバンセ(佐賀県立生涯学習センター)で開催された「まなびいフェスタ」に出展し、裁判員制度に関するパネルの展示や、調停に関するリーフレットの備置きを行いました。

パネル展示の一例



佐賀地方裁判所

**裁判員制度は**  
国民から選ばれる裁判員が  
刑事裁判に参加する制度です



6人の裁判員と3人の裁判官が  
ともに刑事裁判に立ち会い  
被告人が有罪か無罪か  
有罪の場合どのような刑にするかを  
判断します

裁判員に選ばれてから裁判員としての仕事を終えるまで  
～ 裁判員の仕事～

## 1. 審理に立ち会う

裁判員は、裁判官と一緒に、刑事裁判の法廷(公判)に立ち会います。公判では、証拠として提出された物や書類を取り調べ、証人や被告人に対する質問が行われます。なお、裁判員は、証人等に質問することもできます。



## 2. 評議(評決)する

裁判員は、裁判官と法廷で開示した証拠をもとに、被告人が有罪か無罪か、有罪の場合、どのような刑にするのかについて議論し(評議)、結論を出す(評決)ことになります。評議では、ひとりひとりの見解、意見を自由に述べあうことが大切です。



## 3. 判決に立ち会う

裁判官が行う判決宣告に立ち会い、裁判員の仕事は終了します。

